岩手県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領

（趣旨）

第１　岩手県と県内全市町村が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

（事業の実施）

第２　岩手県ふるさと振興総合戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、岩手県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県と県内全市町村が共同して、移住支援事業・マッチング支援事業を実施する。

（地域再生計画の作成等）

第３　移住支援事業・マッチング支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、岩手県と県内全市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、岩手県が代表して行うものとする。

（各事業の概要）

第４　移住支援事業、マッチング支援事業の概要は、以下のとおりである。

１　移住支援事業

　地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して都道府県が実施するマッチング支援事業又は同交付金を活用して都道府県が実施する起業支援事業（以下、起業支援事業という。）と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、岩手県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

２　マッチング支援事業

　岩手県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第４条第６項の募集情報等提供事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

（移住支援事業及びマッチング支援事業）

第５　移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

１　移住支援事業

　岩手県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支

援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（１）移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、２人以上の世帯の場合にあっては 100 万円、単身の場合にあっては 60 万円の移住支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算５年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

ｂ　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

ｃ　ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　岩手県に転入したこと。

ｂ　交付金の交付決定がされた後であって、岩手県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後（平成 31 年４月１日以降）に、転入したこと。

ｃ　移住支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

ｄ　転入先の市町村に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

ｂ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ｃ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、岩手県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後（平成 31 年４月１日以降）に転入したこと。

ｄ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

ｅ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（エ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

ｂ　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ｃ　その他申請者の居住する都道府県及び市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

１）一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（エ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて２（１）①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して３か月以上在職していること。

（オ）上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（カ）当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

２）専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。
（ウ）当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
（エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
（オ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件
次に掲げる事項の全てに該当すること。
（ア）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
（イ）地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件
岩手県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、移住先の市町村が個別に定める別表１に掲げる要件に該当すること。

⑤ 起業に関する要件
起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法
（ア）申請
移住支援金の申請者は、申請書（様式１－１）、移住先の就業先の就業証明書（様式１－２又は様式１－３）及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。なお、④の要件のうち、「岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者」については、関係人口証明書（様式１－４）を移住先市町村に提出すること。
（イ）支給方法
市町村は、（ア）の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式１－５）を交付し、移住支援金を支給するものとする。
（２）移住支援金の返還
市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りで

はない。

① 全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

（ウ）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

（３）移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに岩手県に共有することとする。また、岩手県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

２ マッチング支援事業

（１）マッチングサイトの開設・運営

岩手県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項のうち、（ア）に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ（イ）から（ク）に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ａ 地域未来投資促進法「岩手県基本計画」における地域経済牽引事業（地域の特性を活用した分野）に該当する以下の分野を主たる業務とする中小企業等

（ａ）成長ものづくり分野

（ｂ）農林水産業・地域商社分野

（ｃ）第４次産業革命分野

（ｄ）観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

（ｅ）環境・エネルギー分野

（ｆ）ヘルスケア・教育サービス分野

ｂ 県民生活の基盤を支える「人手不足」分野に該当する以下の分野を主たる業務とする中小企業等

（ａ）福祉分野

（ｂ）建設分野

（ｃ）警備分野

（ｄ）運輸分野

ｃ　以下の国や岩手県の認証制度等を活用し、生産性向上や働き方改革等の取組を積極的に推進している中小企業等

［国の制度］

（ａ）ユースエール（若者雇用促進法に基づく認証制度）

（ｂ）くるみん・プラチナくるみん（次世代育成支援対策推進法に基づく認証制度

（ｃ）えるぼし（女性活躍促進法に基づく認証制度）

［岩手県の制度］

（ａ）いわて働き方改革推進運動

（ｂ）いわて女性活躍企業等認証制度

（ｃ）いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度

（ｄ）いわて健康経営事業所認定制度

ｄ　その他、知事が特に認める分野を主たる業務とする中小企業等

（イ）官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

（ウ）資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

（エ）みなし大企業でないこと。

（オ）本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

（カ）雇用保険の適用事業主であること。

（キ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

（ク）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

（２）移住支援金の対象法人の選定

岩手県は、以下の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

①　申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式２）に加え、（１）①の要件に該当することを証する書類を岩手県に提出する。

②　登録

岩手県は、①の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

（３）効果的な求人広告の作成支援

岩手県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、求人広告作成の支援を行う。

（４）選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

岩手県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町村に共有することとする。

（財源の負担割合）

第６　財源の負担割合は、次のとおりとする。

１　第５の１に定める移住支援事業

（１）移住支援金

移住支援金の地方負担については、岩手県が２分の１、市町村が２分の１を負担することとし岩手県は、当該２分の１に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

（２）移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担について、岩手県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

２　第５の２に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、岩手県が負担する。

（協力）

第７　岩手県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第８　この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業実施に必要な事項は、岩手県と県内市町村が協議して定める。

附　則

１　この要領は、平成 31 年４月１日から実施する。（平成 31 年４月１日定雇第 48 号）

２　平成 31 年度に限り、第５の１（１）②（イ）中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあっては、岩手県Ｕ・Ｉターンシステム）に掲載している求人」、同（オ）中「マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあっては、岩手県Ｕ・Ｉターンシステム）に上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附　則

１　この要領は、令和元年８月１日から実施する。（令和元年８月１日定雇第 385 号）

２　令和元年度に限り、第５の１（１）②（イ）中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあっては、岩手県U・Iターンシステム）に掲載している求人」、同（オ）中「マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあっては、岩手県U・Iターンシステム）に上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附　則

１　この要領は、令和２年１月 15 日から実施する。（令和２年１月 15 日定雇第 1014 号）

２　令和２年１月 15 日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

３　令和元年度に限り、第５の１（１）②（イ）中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあっては、岩手県U・Iターンシステム）に掲載している求人」、同（オ）中「マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあっては、岩手県U・Iターンシステム）に上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附　則

１　この要領は、令和３年４月１日から実施する。（令和３年４月１日定雇第５号）

２　令和３年４月１日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

別表１（第５関係）

市町村	要件
盛岡市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
宮古市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した移住相談会等に参加したのちに移住した者 ・宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した複業マッチングプログラムにより複業を開始した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
大船渡市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
花巻市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
北上市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・これまでに２年以上北上市に住んでいたことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
久慈市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
遠野市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・転入時に 55 歳未満であって、遠野市の移住体験ツアー参加経験を有する者 ・転入時に 55 歳未満であって、転入前に「で・くらす遠野市市民制度」会員であったことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
一関市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・「いちのせきファンクラブ」の会員 ・「移住検討視察交通費補助金」の利用経験を有する者 ・「お試し移住」「移住体験ツアー」の参加経験を有する者 ・「空き家バンク」を利用して移住する者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
陸前高田市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
釜石市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・以下いずれかにあてはまり、かつ就業している方

	①釜石市出身者（２親等以内が釜石市に住民票を有する等） ②お試し移住ツアー参加者 ③インターンシップ及び副業で釜石市の企業に就業した者 ④釜石サンキューカード配布者 ⑤釜石ラグビー応援団の団員 ⑥固定資産税を釜石市に納めている者（土地、山林以外） ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
二戸市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
八幡平市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・八幡平市応援市民である者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
奥州市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
滝沢市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・市内高等教育機関の卒業生である者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
雫石町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・過去 5 年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加経験を有する者 ・町内 4 つの地区において、それぞれの拠点を中心に取り組む「居場所・交流」「活躍・仕事」「健康・生きがい」「住まい」づくりの企画提案及び運営への参加又は住民の地域づくり活動に定期的に参加又はプロボノ活動又は官民連携による協働事業に携わる者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
葛巻町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・インターンシップ参加者 ・移住体験ツアー参加者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
岩手町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
紫波町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・町内で開催された産業振興関連のインターンシップや体験ツアーに参加経験がある者

	・町内の遊休不動産の利活用事業に従事している者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
矢巾町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
西和賀町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
金ケ崎町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・金ケ崎町企業クラブに登録している企業へ就職した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
平泉町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
住田町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・町が実施するイベント等に参加し本人からの了承に基づき関係人口の名簿に登載された者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
大槌町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
山田町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
岩泉町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・岩泉町が実施する移住体験ツアーに参加したことのある者 ・岩泉町にボランティアで来たことのある者 ・岩泉町にふるさと納税をしたことのある者 ・岩泉町が開催した行事（南部牛追い唄全国大会等）へ参加したことがある者 ・岩泉型インターンシップに参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
田野畑村	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
普代村	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
軽米町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
野田村	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・心はいつものだ村民制度登録者

	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
九戸村	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
洋野町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
一戸町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・一戸夢ファームで２週間以上の研修実績を有する者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者